

平成27年 3月10日

## 医療法人社団厚生会埼玉厚生病院 行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、全職員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにする為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年 4月 1日～平成32年 3月31日

### 2. 内容

目標1：妊娠中の職員に対し、産前産後休業・育児休業制度の内容を説明、周知させるとともに、就業継続や妊娠・出産・育児などを相談できる窓口を総務課内に定める。

<対策>

平成27年 3月～ 相談員の研修、相談窓口担当者の設置

平成27年 4月～ 対象者に社内規定を配布

目標2：子育て中の全職員が所定外労働をしないですむよう職場の協力体制を整える。

<対策>

平成27年 3月～ 業務体制を含め検討する。

平成27年 4月～ 協力体制、業務体制を整備する。

目標3：職員が出産後、また子育てをしながらも、働き続けられるような体制を作る。

<対策>

平成27年 4月～ 短時間勤務制度の周知・定着。

目標4：子供の学校行事に参加するための年次有給休暇取得を奨励する。

<対策>

平成23年 1月～ 誕生日会等において、職員に周知徹底する。

平成23年 4月～授業参観、運動会などの学校行事への積極的参加を奨励。